経税部だより

消費税大増税がもたらす問題点

税理士　井川　博幸

1. はじめに

ご存知のように、6月26日、民主、自民、公明の3党の合意に基づいて修正された「消費税増税関連法案」が国民の6割が反対しているにもかかわらず、財界、財務省の長年の要求に応えるため衆議院本会議で可決されました。

附則18条第1項には名目経済成長率3％程度、実質経済成長率2％程度を目指した望ましい経済成長に近づけるための必要な措置を講ずる。経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行停止を含め所要の措置を講ずるという条件がありますが、2014年4月に5％→8％、2015年10月には8％→10％に引き上げるとしています。

国民生活に及ぼす影響、今後の景気動向にも大きな影響を及ぼすであろう重大な問題を、十分な議論もせず、また低所得者対策、歳出削減、国会議員定数削減、所得が増加するほど負担率が減少する現在の税構造の問題等は先送りとし、将来の日本の税制問題に関わる大きな問題を政争の道具にしている現状です。

ここで改めて消費税の歴史を振り返る（図表1）とともに、消費税に含まれている問題点、増税が及ぼす影響等について考察したいと思います。

図表１　消費税の歴史

1979年	第１次大平内閣（自民党）で「一般消費税」の導入が言われましたが、総選挙で自民党が大敗北して断念。
1986年	中曽根首相（自民党）が衆参同時選挙で、「大型間接税は導入しません。」と公約、選挙で自民党が多数を獲得した途端、「売上税」を提案、翌1987年の地方選挙で大敗北、廃案に。
1988年	竹下内閣（自民党）が「高齢化社会のため」と「消費税」導入を提案。「内閣官房機密費」を渡すなど、反対する野党への切り崩しを強める中、自民党が公約を破って12月24日に強行採決。
1989年	４月１日、消費税がスタート。税率３％
1994年	細川内閣（非自民連立政権）の時、細川首相が突然、７％の「国民福祉税」案を発表。国民の批判で即日白紙撤回。
1994年	村山内閣（自民・社会・さきがけ連立）の時、「1997年４月１日から税率を５％にする」ことを決定。
1996年	総選挙で消費税増税が争点に、当選した議員の７割が、消費税増税を「中止、凍結、見直す」と公約。
1997年	村山内閣で内定していた消費税等の税率引き上げ（４％→地方消費税を合わせて５％）を橋本内閣（自民・社会・さきがけ連立）が実施。「福祉を充実させる」という名目。
2003年	消費税課税事業者の免税点が売上3000万円から1000万円に引き下げられ、中小零細企業者にとっては大増税となった。
2004年	価格表示を外税方式から内税方式に変更。消費税が見えにくくなった。
2009年	麻生内閣（自民・公明）が2011年度までに消費税増税法案を通すことを国会で決定。

2. 消費税の問題点

①景気を悪化させる

消費税は、税率引き上げの都度物価を押し上げることになり、可処分所得を減少させ、結果ますます物が売れなくなります。日本のＧＤＰは約500兆円で、そのうち輸出がほぼ15％を占めているので、85％の425兆円が内需になります。たとえば3％消費税をアップさせれば、この内需425兆円の3％12・75兆円が減少することになります。物が売れなくなれば、企業の利益が減少し賃下げ、リストラが増え、ますますお金を使わなくなる悪循環に陥ります。事実1997年の税率引き上げ後、日本経済は低迷を続けています。

②逆進性が極めて高い

税金は、国家予算の最重要部分ですが、同時に所得の再配分という最も重要な働きがあります。資本主義社会では、富裕層、中間層、貧困層が出来るのはある意味仕方がないことです。この貧富の差を和らげるのが税金の本来の役割です。所得税が累進税率になっているのも、低所得には税金負担に限界があるため、高所得者に高負担をしてもらうという目的で作られています（現在では機能が失われつつありますが）。しかし、消費税は税率が一定のため累進性はありません。生活困難者が100円の食品を買うのも、高所得者が数百万、数千万の高級ブランド品や外車を買うのも同じ税率の5％が課せられますので、所得の再配分という税金の本来の働きが阻害されます。

③輸出大企業に多額の還付金をもたらす

事業者が納付する消費税は、基本次のように計算します。

課税売上にかかる消費税－課税仕入（一般経費も含む）にかかる消費税＝納付すべき消費税

しかし、輸出販売をした場合は、外国への売は消費税が取れないという理由から、その分仕入に掛かった消費税が国から還付されます。

輸出大企業は、一銭も消費税を支払うことなく、その下請け会社等中小零細企業が汗水垂らして支払った消費税を還付して貰っているのです。

④滞納額が多額になる

国税局によれば、2010年度の新規発生滞納額は6836億円であり、このうち所得税1967億円、法人税1059億円、相続税434億円、消費税3398億円で滞納額の半分近くが消費税であるとしています。特に中小零細企業にとって消費税は間接税というより、むしろ直接税であると言えます。直納税は本来儲けによって納付税額が決まるべきもので、赤字であれば納付税額は出ません。しかし、消費税は売上があれば赤字でも納付税額が生じます。また、零細企業になればなるほど消費税分を価格に転嫁できにくく身銭を切って納税するという実態もあります（図表2）。そのため経営状態が少しでも悪化すれば滞納せざるを得ない状況に追い込まれます。

3. 増税が招く諸問題

①消費税増税が医療崩壊を招く

医療機関における社会保険診療報酬は非課税になっています。歯科医院では自由診療を除き収入のほとんどが保険診療ですから、患者さんから消費税を頂くことはありません。しかし、診療所の建築費、歯科医療機器、診療材料、その他の経費には消費税がかかり、これがいわゆる「損税」となります。

2011年1月25日号の本紙にも07年の日歯の試算によると「一医院当りの平均損税額が年間39万円」であり、これが10％になると倍額の78万円に増加すると掲載されています。

消費税増税が、歯科医院の経営を圧迫するのは目に見えています。さらに、増税による景気悪化のため、それでなくても治療完治まで受診する人が減少している中、ますます受診抑制が掛かり、歯科に行きたくても行けない患者さんが増加することになります。

②税率は際限なく引き上げられる

現在の消費税収は1％で約2兆円であり、国税局の統計によると11年の消費税収は9・5兆円、還付税額は2・2兆円となっています。これが10％になれば13・5兆円の増収になるといわれています。所得税、法人税は景気に左右されますが消費税は景気の影響を受けることなく確実に増収が見込めるため、限りなく税率を引き上げられる可能性が大きいのです。

③軽減税率のまやかし

逆進性対策の1つに軽減税率の適用があります。ヨーロッパなど税率の高い諸外国でも生活必需品、医薬品、水道料金、新聞雑誌等に適用されています。確かに、生活必需品に軽減税率が適用されると一般国民にとっては負担の軽減にはなりますが、ここに大きな問題があります。軽減税率の範囲をどこまでとするのか、税率を何％にするかについては財務省が主導して決定されます。軽減税率の品目は多品目に渡り、関連企業の数も限りなく多くなります。そのため業界と政治的利権が発生したり、軽減税率の適用を餌に財務官僚の天下り先を増やすことになりかねません。また、事業者の事務負担が相当増加することも避けられません。

④給付付き税額控除のまやかし

逆進性対策のもう1つの対策として「給付付き税額控除」の検討もされています。「給付付き税額控除」とは、所得税の納税者に対し一定の税額控除を行うと共に、控除しきれない低所得の納税者に対しては、現金給付を行うというものです。法案では、8％の時点から一定以下の年収の人に「簡易な給付措置」の実施が明記され、10％の時点で本格導入を視野に入れるとされています。給付付き税額控除の最大の課題は、適正な制度執行を担保する行政システムの構築および納税者の所得を正確に把握することです。この問題に対して政府は、「納税者番号制度」の導入を進めるとしています。既に、今年2月14日「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（マイナンバー法案）が国会に提出されています。

納税者番号制度の問題は、①情報の統合作業が膨大になること②財務省と厚生労働省等の省庁間の統合、国と地方の統合を行わなければならないこと③納税者の個人情報が全て官庁によって把握される、という重大な問題が含まれています。

⑤増税分は全て社会保障財源になるのか

税と社会保障とは役割と対象分野が明らかに異なります。税には税に、社会保障には社会保障にしか出来ない役割があり、代替手段はないはずです。税は、社会保障に必要な財源を確保するという意味において検討されるべきものです。

税と社会保障は福祉国家観に基づく再配分という観点からは、相互補完的作用を有しつつも、それぞれが個別的独立的にされるべきではないでしょうか。「社会保障と税の一体改革」の名の下に消費税増税を強行しようとすることは、国民を欺くものと言わざるを得ません。

図表２　消費税が引き上げられた場合、販売価格に転嫁できるか
――中小企業４団体による調査結果（2011年）

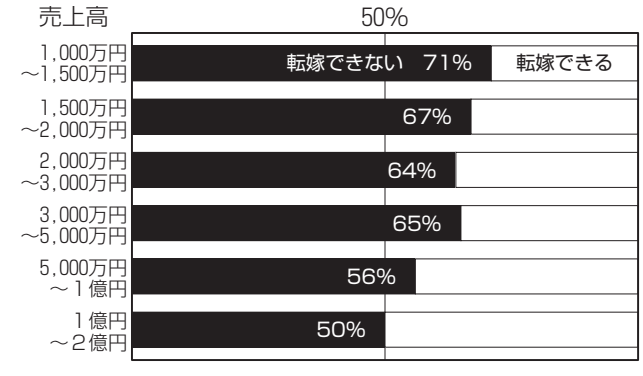

出典：日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会「中小企業における消費税実態調査」（2011）

4. 最後に

「社会保障と税の一体改革」案では、2015年に税率が引き上げられた時点での社会保障の新たな必要額は削減案も考慮すると2・7兆円となっています。税率が10％になれば13・5兆円の増収になる見込みであり、差額の10・5兆円の使途について、7月14日の朝日新聞の記事によりますと、消費税増税法案では、「財政再建」のため、社会保障費の借金減らしに使うつもりであったが、附則18条2項が付いたため、借金を減らさずに社会保障費から浮いた10・5兆円を防災対策などの公共事業に回す可能性が出ている。自民党は、防災対策中心の公共事業に10年間で200兆円規模の投資をめざす国土強靭化基本法案を国会に提出済みであり、公明党も10年間で100兆円規模の事業を進める防災・減災ニューディール推進基本法案の提出を目指すと報じています。